

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年六月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

矢 部 政 実

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年六月十四日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区十一画地地先から六十二街区十画地地先まで、六十四街区六画地地先から六十四街区七画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十六―二街区六画地地先から六十六―二街区五画地地先まで、六十八街区一画地地先</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十二街区九画地地先から六十四街区九画地地先まで、六十六―二街区六画地地先から六十八街区一画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十・四三</p> <p>四十一・〇〇</p> <p>七十六・一四</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>十二・〇</p>